

第11回 担保物権法の後半のミニテスト

松岡 久和

I 条文と判例に照らし、次の文章は正しいか。正しい場合には、番号に○を付し、その法的な根拠を示し、誤っている場合には、番号に×を付し、その箇所を指摘し、いずれにせよ理由を付して答えなさい（各問正誤5点、理由5点の合計50点）。

- 1 担保物権は、典型担保物権であれ、非典型担保物権であれ、目的物を壊した不法行為者に対して目的物の所有者が有する損害賠償請求権についても、それが弁済されるまでに差し押さえれば、優先権を主張することができる。
- 2 根抵当権は、極度額の範囲内であれば、どのような債権でもすべて担保することができる。
- 3 Xに修理を依頼されてXの所有する小型船舶甲の引渡しを受けたYが、Xから承諾を得ることなく修理後の甲を漁に使用した場合には、甲を占有し続ける権利を直ちに失う。
- 4 盗品甲を商人ではないAで買い受けたYは、盗難から2年以内であれば被害者Xに甲を返還しなければならないが、盗品と知った後で甲を改良したのであっても、その修理にかかった費用の返還をXから受けるまではXへの甲の返還を拒むことができる。
- 5 動産の売主は、売買代金とその利息について、自らが売却して買主に引渡しした商品を競売して、その売却代金から優先的な弁済を受けることができるが、買主がその商品を現金で転売して転得者に引渡しをしていれば、もはや優先権を行使できない。

II 次の事例について、あなたがYから相談を受けた弁護士である場合、下記のYの間に理由を示し、Xの訴えが認められるかどうかを含めて説明をしてあげなさい。それぞれの問は独立したものである（50点）。

- 01 Aは、Yに対する貸付金5000万円の担保として、Yの有する甲土地とその上の乙建物（合計時価1億円）の所有権の譲渡を受け、移転登記を備えたが、甲と乙は引き続きYが占有・利用をしていた。
- 02 Aは、甲と乙をXに譲渡して、Xが移転登記を備えた。Xは、AがYに対する債権の担保として甲と乙の譲渡を受けていたことを知っていた。
- 03 Xが、Yに対して、甲と乙を明け渡すよう求める訴えを起こした。

(問1) 弁済期に弁済ができなかったからといって、AがXに直ちに甲と乙を売却してしまうのは、私が甲と乙を取り戻す権利を害していて無効ではないですか（10点）。

(問2) Aとの契約では元利合計は1年で7000万円でした。弁済期に弁済ができなかったからといって、Aには1億円の不動産の丸取りができるのですか（20点）。

(問3) 弁済期前に私は元利金をAに弁済していました。それなのに、AがXに甲と乙を売却することは無権利になったAにはできないので、変ではないですか（20点）。